

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

所得税減税は20%定率減税で

6年度税制改正に盛り込まれた所得税・住民税の定率減税は、1年間限りの措置として6年分の所得税と6年度分の個人住民税額（所得割）からそれぞれ20%が控除される。ただし、控除額は所得税が最高200万円、住民税は20万円が限度となる。

所得税の具体的な減税の方法は、サラリーマンなどの給与所得者の場合、年末調整で減税額を控除するのが原則となるが、減税の効果を実感できるための措置として、1月から6月の支払給与等の源泉所得税額の20%を6月の給与等の支払い時に還付する方法がとられる。その後は、年末調整によって減税額を控除調整する。

一方、事業所得者については、来年行う6年分の確定申告の際に所得税額から控除することになるが、今年の7月と11月の予定納税額で負担軽減を反映させるとしている。

また、この減税は公的年金受給者に対しても適用され、1月から6月までの公的年金に係る源泉徴収税額の20%を6月の支給時に還付し、その後確定申告で精算する方式をとる。

